

薬食監麻発 0704 第3号  
平成 26 年 7 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
(公印、省略)

薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正について（通知）

今般、医薬品が新たに承認されたことに伴い、平成26年厚生労働省告示第280号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長宛てに当該通知の写しを送付したことを申し添える。

### 記

#### 1 改正要旨

次に掲げる医薬品が承認されたことに伴い、当該医薬品を薬事法（昭和35年法律第145号）第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めた。

- ① 4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ゾークワクチン）  
混合ワクチン
- ③ 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子



## 2 適用時期

公布日（平成 26 年 7 月 4 日）

## 3 標準的事務処理期間

当該医薬品の検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和 60 年 10 月 1 日薬発第 960 号厚生省薬務局長通知）の記の第一の 2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）は、以下の通りとする。

- ① 4 倍髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）について、60 日とする。
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン
  - ・沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）について、40 日とする。
  - ・沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）について、60 日とする。
  - ・沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン（最終段階）について、130 日とする。
- ③ 乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第 VII 因子について、60 日とする。

なお、現在、薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

## (別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

(下線部分は改正部分)

検定品目	標準的事務処理期間 (日)		
インフルエンザワクチン	60		
インフルエンザHAワクチン	80		
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	35		
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35	
	最終段階	35	
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時		
	パンデミック未発生時		
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100		
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	120	
	最終段階	60	
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)	70		
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)	70		
不活化狂犬病ワクチン	70		
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80		
コレラワクチン	60		
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)	70		
ジフテリアトキソイド	70		
沈降ジフテリアトキソイド	70		
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70		
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70		
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70		
水痘抗原	40		
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60		
4価髄膜炎菌ワクチン (ジフテリアトキソイド結合体)	60		

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60
精製ツベルクリン(一般診断用)	80
痘そうワクチン(痘苗)	中間段階
	最終段階
乾燥痘そうワクチン(乾燥痘苗)	中間段階
	最終段階
組織培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
日本脳炎ワクチン	80
乾燥日本脳炎ワクチン	80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素(乾燥はぶ抗毒素)	70
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン(h u G K - 1 4 細胞由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80
乾燥B C G膀胱内用(コンノート株)	80
乾燥B C G膀胱内用(日本株)	80
乾燥B C Gワクチン	80

検定品目	標準的事務処理期間 (日)	
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウツバ細胞由来)	80	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(最終段階)	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(最終段階)	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液(中間段階)	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(ソークワクチン)混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(ソーカワクチン)混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(ソークワクチン)混合ワクチン(最終段階)	130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン(破傷風トキソイド結合体)	60
発しんチフスワクチン	70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(乾燥ボツリヌス抗毒素)	70
経口生ポリオワクチン	中間段階
	最終段階
不活化ポリオワクチン(ソーカワクチン)	70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥まむしウマ抗毒素(乾燥まむし抗毒素)	70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70
ワイル病秋やみ混合ワクチン	70
加熱人血漿たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH4処理酸性人免疫グロブリン	60
pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)	60
乾燥pH4処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再拔取り、再試験に要する期間を含まない。



14

- 3 小分製品の試験

3.1 含湿度試験

一般試験法の含湿度測定法を準用して試験するとき、2.0%以下でなければならぬ。

3.2 pH試験

一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、5.4～5.9でなければならない。

3.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5 エンドトキシン試験

一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、1.0EU/mL以下でなければならない。

3.6 力価試験

3.6.1 活性化血液凝固第V因子の力価試験

液体及び活性化人血液凝固第V因子国際標準品又は参考品をヒト血清アルブミンを衝液で希釈し、検体希釈液及び標準希釈液とする。検体希釈液及び標準希釈液のそれに正確に採り、一定量の血液凝固第V因子欠乏ヒト血漿を正確に加え、36.5～37.5°Cで一定量のトロンボプラスチン液を正確に加え、凝固時間を測定する。液体及び標準希釈液の凝固時間から検体の力価を求める。以上は用手法の場合の操作方法で、器を用いる場合は、適格性が確認された機器を用いること。試験の成績から検体1mLの血液凝固第V因子活性を求めるとき、20000～40000国際単位でなければならない。

3.6.2 血液凝固第V因子の力価試験

検体及び人血液凝固第V因子国際標準品又は参考品をヒト血清アルブミンを含む適希釈し、検体希釈液及び標準希釈液とする。検体希釈液及び標準希釈液のそれに正確に採り、一定量の血液凝固第V因子欠乏ヒト血漿、活性化部分トロンボプラスチン液を加え、36.5～37.5°Cで一定時間正確に加温した後、一定量の塩化カルシウム液を正確に間を測定する。検体希釈液及び標準希釈液の凝固時間から検体の力価を求める。以上は用手法の場合の操作方法であり、測定機器を用いる場合は、適格性が確認された機器を用いること。検体1mL中の血液凝固第V因子活性を求めるとき、800～1200国際単位でなければならない。

3.7 F VIIa / FX含量試験

活性化血液凝固第V因子参照品、血液凝固第V因子参考品、アルブミン溶液及びアンソリ溶液の混合溶液を希釈し、標準希釈液とする。標準希釈液及び検体をペチル基結合を充満したカラムを用いて液体クロマトグラフ法で試験するとき、標準希釈液及び検体から求める検体の活性化血液凝固第V因子及び血液凝固第V因子の含量は、それをmg/mL及び5～7mg/mLでなければならず、かつ、その比は、1:8.5～1:11.5mg/mL及び5～7mg/mLでなければならない。

4 試験及び有効期間

有効期間は、承認された期間とする。

5 その他

5.1 表示事項

溶解後1mL中の活性化血液凝固第V因子の含量  
溶解後1mL中の血液凝固第V因子の含量  
溶剤の添付  
添付する溶剤は、注射用水とする。

○厚生労働省告示第二百八十九号  
薬事法(昭和三十五年法律第

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十一条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働省第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働

大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第一百七十九号）の一部を次のように改正する。  
乙 戊一 ハミ「四四日」  
厚生省勅大臣 田村 賀入

平成二十六年七月四日  
原生動物病  
日本  
第一の生物学的製剤の表乾燥弱毒生水痘ワクチンの項の次に次のように加える。

4種細胞炎ワクチン(ジムニシテキヤクシン) 171,800円 内容量が0.5mLであるとき、

（アーリー）トトロ  
（アーリー）トトロ

の生物学的製剤の表沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ（セーピン株）混合ワクチンの頂の次々のよう記載する。

沈降精製百日せき 中間段階 沈降精製百日せき 小分製品と同濃度に希釈したジフテリ

シフト化ボーリングオーバル破壊頭シード原波につき内容量が20mLのもの2本

(Y) ニューフラッシュラン混合ワクチン

「液につき」  
1931年6月20日

計量器具(目録)小分類品目(同種度)・  
131.300円

シソイド原液につき  
内容量500mlのもの3本  
ソーラ  
不風破傷アリテリフローピルカ

内中里川の河原にて、  
傷する野ウサギの死骸を  
混合する。ワクチンに使

卷之二十一

119.400[五]

内各量が0.5mLとなると、最終濃度は3.18.9%AH

1の生物学的製剤の表乾燥濃縮人血液凝固第V因子の項の次に次のように加える。

持続濃縮人血液凝固第X因子  
363,500円 内容量が液体製剤として2.5mLに相当する

重慶府本子州第一區第廿四圖

2の生物学的製剤の項乾燥弱毒生水痘ワクチンの目の次に次の二目を加える。

4. 酸酵乳酸菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）  
生物活性試験基準の4. 酸酵乳酸菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）の条の3.4.2及び

3.4.4に規定する試験法によるものとする。

2の生物学的製剤の項沈降精製百日せきシフテリア破傷風不活性化ボリオ(セーピン様)混合ワクチンの次に次の二項を加える。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ボリオ（ソーケワクチン）混合ワクチン（中間段階）

生物学的製剤基準のシラテリアトキソイドの案の3.1.3(3.1.3.1を除く)又は破傷風トキソイドの案の3.1.3に規定する試験法によるものとする。ただし、試料は、最終バルクと同濃度となる。

るようにして37°Cに20日間おいたものとする。

- 沈降精製百日せきジンテリア破壊風不活化ポリオ（ソーカクワクチン）混合ソクチオン（最終段階）  
生物学的製剤基準の乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第Ⅲ因子の条の 3.3、3.3.1、3.3.2、3.3.4、3.3.6 及び 3.3.11 を除く。) に規定する試験法によるものとする。
- 厚生労働省告示第 1108-1 号  
薬事法（昭和三十五年法律第四十五回）第四十九條第一項の規定に基づき、薬事法第二十九條第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の制定する医療品（平成十七年厚生労働省告示第 114 回）の一部を次のように改正する。
- 平成二十六年七月四日
- 厚生労働大臣 田村 恵久
- (982) レボヌバ・カルシウムベ水和物・エヌタカホ
- (983) 第八回中 (968) を (980) とし、(951) から (967) までを (963) から (979) まではとし、(950) を (961) とし、その次に次のようになります。  
(962) ルキノリチルハ
- (984) 第八回中 (949) を (960) とし、(522) から (948) までを (533) から (959) まではとし、(521) を (531) とし、その次に次のようになります。  
(985) 第八回中 (520) を (530) とし、(455) から (519) までを (465) から (529) まではとし、(454) を (463) とし、その次に次のようになります。  
(986) 第八回中 (453) を (462) とし、(389) から (452) までを (398) から (461) まではとし、(388) を (396) とし、その次に次のようになります。  
(987) シロリムス
- (988) 第八回中 (387) を (395) とし、(345) から (386) までを (353) から (394) まではとし、(344) を (351) とし、その次に次のようになります。  
(989) 第八回中 (343) を (350) とし、(222) から (342) までを (229) から (349) まではとし、(221) を (227) とし、その次に次のようになります。  
(990) 第八回中 (220) を (226) とし、(211) から (219) までを (217) から (225) まではとし、(210) を (215) とし、その次に次のようになります。  
(991) カルシボトリオール水和物・ベタメタゾンジプロピオニ酸エステル
- (992) 第八回中 (226) を (220) とし、(211) から (219) までを (217) から (225) まではとし、(210) を (215) とし、その次に次のようになります。  
(993) カナグリフロジン

- 第八回中 (209) を (214) とし、(167) から (208) までを (172) から (213) まではとし、(166) を (170) とし、その次に次のようになります。  
(171) ハフマイナコナゾール
- 第八回中 (165) を (169) とし、(124) から (164) までを (128) から (168) まではとし、(123) を (126) とし、その次に次のようになります。  
(172) ウメクリコルカム奥化物・ヒカントロールメコトヒリル酢酸塩
- 第八回中 (22) を (25) とし、(125) から (121) まではとし、(124) から (128) まではとし、(123) を (126) とし、その次に次のようになります。  
(173) アレクチナゾラ
- 第八回中 (5) を (8) とし、(129) から (125) まではとし、(126) から (130) まではとし、(127) を (131) とし、その次に次のようになります。  
(174) アセチルコロノ酢酸エスチル
- 第八回中 (9) を (10) とし、(129) から (125) まではとし、(126) から (130) まではとし、(127) の次に次のようになります。  
(175) アスピナブレビル
- 厚生労働省告示第 1108-1 号  
薬事法（昭和三十五年法律第四十五回）第一条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第 109 号）の一部を次のように改正する。
- 平成二十六年七月四日
- 厚生労働大臣 田村 恵久
- 別表第一の一中 (202) を (209) とし、(197) から (201) まではとし、(204) から (208) まではとし、(196) を (202) とし、その次に次のようになります。  
(176) 加入
- (203) 4 価醣膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）
- 別表第一の一中 (195) を (201) とし、(182) から (194) まではとし、(188) から (200) まではとし、(181) を (186) とし、その次に次のようになります。  
(177) 加入
- (187) ベラグルセラーゼ アルファ（遺伝子組換え）
- 別表第一の一中 (180) を (185) とし、(143) から (179) まではとし、(148) から (184) まではとし、(142) を (146) とし、その次に次のようになります。  
(178) 加入
- (147) ニボルマブ（遺伝子組換え）
- 別表第一の一中 (141) を (145) とし、(123) から (140) まではとし、(127) から (144) まではとし、(122) を (125) とし、その次に次のようになります。  
(179) 加入
- (180) 沈降精製百日せきジンテリア破壊風不活化ポリオ（ソーカクワクチン）混合ワクチン
- 別表第一の一中 (121) を (124) とし、(120) から (123) まではとし、(121) から (123) まではとし、(122) を (125) とし、その次に次のようになります。  
(181) 加入
- (182) 乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第Ⅲ因子別表第一の一中を (125) とし、(120) から (123) まではとし、(121) から (124) まではとし、(122) を (125) とし、その次に次のようになります。  
(183) 加入
- (184) エゾトレノナコグアルファ（遺伝子組換え）
- 別表第一の一中を (125) とし、(120) から (123) まではとし、(121) から (124) まではとし、(122) を (125) とし、その次に次のようになります。  
(185) インフリキシマブ（遺伝子組換え）[インフリキシマブ後続 1]
- 別表第一の一中を (125) とし、(120) から (123) まではとし、(121) から (124) まではとし、(122) を (125) とし、その次に次のようになります。  
(186) 乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第Ⅲ因子